

学校施設使用（施設開放）インターネット施設予約システム導入について

1 運用開始時期について

令和4年9月1日利用分からシステム上の運用開始

※令和4年6月～ 団体登録

（令和4年8月の運用開始時から申込みの場合は7月中の登録が必要）

令和4年8月～ システム上の予約開始

2 予約システム導入後の利用方法について

(1) システムで予約できる施設について

屋内運動場（体育館）、校庭及び武道場

※学校により、使用できる施設及び付帯設備が異なります。

(2) 利用者区分について

システム導入にあたり、利用者区分を3つに分け、異なった予約受付期間とします。

《優先団体》

優先団体の定義については、後述（5）抽選申込にて説明します

《一般団体（区民等）》

構成員の過半数が区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する団体

《一般団体（その他）》

区外の団体を含む、《優先団体》、《一般団体（区民等）》以外の全ての団体

(3) 利用者登録について

システム導入にあたり、以下①及び②を満たす方（団体）は利用者登録をお願いします。

① 構成員の過半数が区内在住・在勤・在学の方（団体）

② 利用する施設が屋内運動場（体育館）、校庭又は武道場の方（団体）

※利用者登録の手順は別紙をご参照ください。

※《一般団体（その他）》は、このシステムを使用して学校施設の予約をするのではなく、施設の利用を希望される場合は、予約期間中に学務課に問い合わせの上、学務課窓口にて対応いたします。

(4) 予約受付期間

利用日の前月 1 日から優先団体の抽選予約申込みを受付けします。

《優先団体》 前月 1 日～7 日に抽選予約申し込み、8 日当落確定

《一般団体（区民等）》 前月 8 日～使用日の 14 日前までの期間で先着申込み

《一般団体（その他）》 前月 12 日～使用日の 14 日前まで先着申込み

【例①】9月1日利用の場合

	8月				9月
優先団体	抽選申込期間 8/1～8/7まで	抽選実施 8/8	先着受付期間 8/8～8/18まで		8/19以降 予約申込不可 9/1利用
一般団体 (区民)			先着受付期間 8/8～8/18まで		
一般団体 (その他団体)				先着受付期間 8/12～8/18まで	

【例②】9月25日利用の場合

	8月				9月
優先団体	抽選申込期間 8/1～8/7まで	抽選実施 8/8	先着受付期間 8/8～9/11まで		9/12以降 予約申込不可 9/25利用
一般団体 (区民)			先着受付期間 8/8～9/11まで		
一般団体 (その他団体)				先着受付期間 8/12～9/11まで	

《一般団体（その他）》は、システム上、団体登録ができません。《一般団体（その他）》の受付期間中に学務課窓口で受付します。（学校での受付ではないのでご注意ください。）

(5) 抽選申込について

優先団体に登録された団体を対象に、一般予約に先行した抽選申込が可能となります。なお、抽選申込ができる学校は、団体登録時に登録したホームグラウンドの1校のみとします。優先団体となれる団体の要件は以下のとおりです。

（「文京区立学校使用条例施行規則第3条」抜粋）

- 一 使用予定者（法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数）が区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区民等」という。）で、かつ、次のいずれかに該当し、委員会が認めた場合に係る抽選申込み
- ア 使用予定者（法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数）が施設予約システム規則第三条第一項の利用登録においてホームグラウンドとして

指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合

- イ 文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合、又はその者が属する団体が使用する場合
- ロ 文京区地域学校協働本部事業要綱（二十三文教教席第七百三十一号）第四条の規定により設置された地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行っている場合、又はその者が属する団体が使用する場合
- ハ 当該申請に係る学校の通学区域（文京区立小学校及び中学校の通学区域並びに就学指定に関する規則（平成十四年十月文京区教育委員会規則第二十四号）別表に規定する通学区域をいう。）内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合
- ニ その他委員会が特に理由があると認めた場合

(6) 抽選申込の申込制限について

抽選申込の申込数を小学校はひと月 10 予約、中学校はひと月 5 予約とします。

【例】7月1日午前のみ申込した場合 → 1 予約とカウント

7月1日午前・午後を続けて申込した場合 → 1 予約とカウント

7月1日午前と夜間を申込した場合 → 2 予約とカウント

7月1日午前と午後を別々に申込した場合 → 2 予約とカウント

なお、随時申込に予約の制限はありません。

(7) 貸出時間について

部活動など、小中学校で施設の運用方法に違いがあるため、小学校と中学校で異なる貸出時間枠とします。

① 小学校

《平日》

夜間Ⅰ：18時00分～19時30分

夜間Ⅱ：19時30分～21時00分

《土日祝》、《長期休業（春休み、夏休み、冬休み）》

午前Ⅰ：9時00分～10時30分

午前Ⅱ：10時30分～12時00分

午後Ⅰ：13時00分～15時00分

午後Ⅱ：15時00分～17時00分

夜間Ⅰ：18時00分～19時30分

夜間Ⅱ：19時30分～21時00分

② 中学校

《平日》

夜間：18時30分～21時00分

《土日祝》《長期休業（春休み、夏休み、冬休み）》

午前：9時00～12時00分

午後：13時30分～16時30分

夜間：18時30分～21時00分

(8) 利用料金について

(小学校)

施設名	使用料					
	午前Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅰ	午後Ⅱ	夜間Ⅰ	夜間Ⅱ
屋内運動場	300円	300円	400円	400円	780円	780円
格技室	180円	180円	240円	240円	480円	480円
教室 (一教室につき)	100円	100円	100円	100円	100円	100円
校庭	240円	240円	320円	320円	450円	450円

(中学校)

施設名	使用料		
	午前	午後	夜間
屋内運動場	600円	600円	1,300円
格技室	360円	360円	800円
教室(一教室につき)	120円	120円	150円
校庭	480円	480円	750円

(9) 使用料の徴収方法について

システム利用の場合、翌月末に登録口座から引き落とします。口座振替ができなかった場合は、学務課に事前連絡の上、学務課窓口にお越しいただくこととなりますので、事前に毎月月末の口座残高の確認をお願いします。口座残高不足で引き落としできなかった場合、使用料金の納付をしていただくまでは、システム上、すべての施設の新規の予約申込を停止させていただきますのでご注意ください。《一般団体（その他）》については、従前通り、納付書による払込みとします。なお、納付書による払込みは、利用する前日までに払い込んでいただきます。

(10) 雨天中止等の扱い（校庭利用の場合）

雨天中止の判断は原則、各団体での判断とします。ただし、前日の雨の状況により当日のグラウンドコンディションが悪かった場合や校庭使用中に雨が降ってきた場合等、翌日以降の学校運営に支障をきたす可能性がある場合は、利用を中止（お断り）させていただく場合があります。

(11) 使用日の変更・取消しについて

使用日の変更は、使用日の14日前且つ同じ学校に限り1回のみ変更可能とします。使用日の変更に際しては、「体育館→武道場」のような利用施設の変更も可能です。また、使用日の取消は、使用日の3日前までは使用料の5割相当額を徴収、2日前以降は使用料全額を徴収します。なお、キャンセル料の徴収も口座振替によるものとします。

	14日前	3日前	使用当日
変更	←→ 同じ学校に限り、 1回のみ可能	←→ 変更不可	
キャンセル料	←→ なし	←→ 5割相当額	←→ 全額

3 問い合わせ先

文京区教育委員会学務課施設担当
(直通) 03-5803-1296

代表的な質問事項について

No.	質問	回答
1	システムの利用開始はいつからか。開始までの期間、利用はどのようなのか。	システムによる施設の利用は9月1日分から、これに伴い予約受付開始は8月1日からとなります。 なお、8月分までの利用については、従前のおり申請書にて各学校までお申し込みください。
2	どうしてシステムを導入するのは体育館、校庭、武道場のみなのか。教室等の他の施設は対象にならないのか。	施設の中で、利用頻度が高く、個人情報の配慮等の心配が比較的少ない施設についてシステムの導入を行います。 他の室については、従前のおり、申請書をご利用ください。
3	学校施設を初めて利用するが、どのような種目で利用できるのか。	校庭や体育館で利用できる種目は学校によって異なります。 団体登録時にお渡しする利用上の注意事項に、学校ごとの利用想定種目を記載しておりますのでご確認ください。
4	団体登録はどこで行うのか。	スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館にて受付を行う予定です。
5	団体登録の申請に必要な書類はどこにあるのか。	各区立小中学校、スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館、文京区役所20階学務課にて配架予定です。
6	団体登録の申請はいつから行えるのか。	団体登録の申請は6月上旬ごろより開始を予定しております。
7	既に体育施設等で団体登録している場合、もう一度団体登録が必要か。	既に体育施設等で団体登録している場合でも、学校施設を使用するために団体の情報を更新する必要があります。なお、再度の口座登録等は不要です。
8	既に体育施設で団体登録をしており、体育施設をホームグラウンドとして設定しているが、学校施設のホームグラウンド設定は可能か。	体育施設と学校施設のホームグラウンドはそれぞれ設定できます。
9	優先団体の登録はどのように行うのか。	令和4年6～7月頃に団体登録を終えた後、団体より学務課宛てに優先団体に該当するかどうかを電話で確認していただくこととなります。なお、学務課から学校にも照会するため、1～2週間程度、時間を要する場合がありますので、お早めにご連絡ください。
10	長くに渡り、学校を使用している団体だが、優先団体に該当するか。	優先団体になるためには、説明会資料の(5)抽選申込についての定義に該当していることが前提となりますが、最終的には学校と協議の上、優先団体か否かについては決定します。
11	現在、2つの学校を使用しているが、優先団体になった場合でも、ホームグラウンドは1つしか設定できないのか。	ホームグラウンドは1校のみの登録となります。そのため、各団体につき、優先予約の対象となる学校は1校となります。
12	雨天中止の判断は各団体にて判断するとのことだが、判断が難しい場合はどうするのか。	判断が難しい場合、利用を控えるようお願いします。
13	雨天と判断し、利用をしない場合、学校への連絡が必要か。	団体が雨天と判断した場合、連絡は不要です。翌日以降、各学校から教育委員会に連絡を受け、教育委員会にて一律に使用料を徴収しないようシステム入力を行います。